

岐阜県立下呂看護専門学校学則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、本校学則に基づき、適正な運営管理を行うため、必要事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 学則第7条第1項第一号に定める休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 学則第7条第1項第二号に定める季節休業日は次のとおりとする

- 一 春季休業 3月20日から4月9日まで
- 二 夏季休業 7月25日から8月31日まで
- 三 冬季休業 12月20日から1月10日まで

(授業時間)

第3条 学則に定める学科目単位数及び実習単位数のほか、必要な授業時間数は、毎年度校長が定める。

- 2 講義授業時間の1時間は45分とし、2時間をもって1時限とする。
- 3 講義授業の1週間あたりの授業時間数は、30時間を原則とする。
- 4 臨地実習時間の1時間は60分とし、1週間あたりの時間数は30時間を原則とする。
- 5 1日の時間割り当ては次のとおりとする。

第1時限	8:50～10:20
第2時限	10:30～12:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10

(授業科目の認定)

第4条 出席時間数が授業時間の3分の2に満たない学生でやむを得ない理由がある場合と校長が認めた場合は、当該科目の授業及び実習の不足時間分の補習等をした上で、当該試験を受験させることができる。

- 2 補習講義（臨地実習においては補習実習、以下「補習実習含む」とする。）を受けようとする学生は、その理由を明記した補習講義（補習実習）願（第1号様式）を校長に提出しその承認を得るものとする。

(授業科目の評価)

第5条 試験は、授業科目終了ごとに行う。ただし、授業時間数の多い科目にあつては、中間試験を行うことができる。

- 2 再試験（再実習含む）については、次の各号による。
 - 一 再試験（再実習含む）は、前項の学科目試験（中間試験含む）において60点に達していない学生に対して行う。
 - 二 再試験（再実習含む）を受けようとする学生は、再試験（再実習）願（第2号様式、第2号様式の2）を校長に提出し、承認を得なければならない。
 - 三 再試験（再実習含む）については、その点数が60点を超える場合にあつてもその点数を60点

とみなす。

四 病気その他やむを得ない理由により、再試験（再実習含む）を受けられない場合は、その都度審議する。

3 追試験（追実習含む）については、次の各号による。

一 追試験（追実習含む）は、傷病その他やむを得ない理由により、試験当日受験できなかった学生に対して行う。

二 追試験（追実習含む）を受けようとする学生は、追試験（追実習）願（第2号様式、第2号様式の2）を校長に提出し、承認を得なければならない。

三 追試験の評点は、その科目を100点満点として、その点数から2割を減じた点数とし、60点以上を合格とする。

四 追実習の評点は、得点の10割とする。

<やむを得ない理由と必要書類>

	やむを得ない理由	必要書類（証明書等）
1	就職・進学試験	試験日、場所を明示した文書、受験票（本人宛のもの）
2	公共交通機関の運休・遅延 （代替交通機関のない通学区間であり、30分以上遅延した場合）	運休または遅延証明（当該交通機関発行のもの）
3	病気もしくは負傷	医療機関発行の診断書
4	交通事故	事故証明書
5	家族の急病	事情を説明する文書（医師の診断書）
6	親族（3等親以内）の死亡 （通夜、葬儀含む） ※忌引日数は下表を参照	会葬礼状等の葬儀日程がわかる印刷物または関連する書類の写し
7	自然災害	運営会議でその都度判断
8	学校の代表として参加する行事等	参加を証明する文書およびプログラム
9	その他、正当な理由として学校が認めたもの	受験できなかった理由を証明する文書または証明可能な書類

下表（忌引日数）

死亡した者		日 数
配偶者		5日
血 族	一親等の直系尊属（父 母）	3日
	一親等の直系卑族（ 子 ）	3日
	二親等の直系尊属（祖 父 母）	1日
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	1日
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻 族	一親等の直系尊属	3日
	一親等の直系卑族	1日
	二親等の直系尊属	1日
	二親等の傍系者	1日

※遠隔地の学生は、往復の必要日数を加算することができる。

(入学前の修得単位の認定)

第6条 学則第11条の取り扱いは次のとおりとする。

- 一 申請期間は、入学後1か月以内とする。
- 二 単位の認定は、学則第8条に定める教育課程とする。
- 三 提出書類は、単位認定申請書(第3号様式)、成績証明書又は単位修得証明書、学習内容及び授業内容を説明できる資料(シラバス等)とする。
- 四 単位を認定した場合は、単位認定書(第4号様式)を交付する。

(欠席)

第7条 欠席するときは事前に連絡し、事後速やかに欠席届(第5号様式)を校長に提出しなければならない。ただし、1週間以上の病気欠席の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(欠課)

第8条 欠課しようとする者は事前に連絡し、事後速やかに欠課届(第5号様式)を校長に提出しなければならない。

- 2 講義授業時間において、45分以内の欠課した場合は1時間、45分を超える場合は2時間の欠課とする。
- 3 臨地実習時間においては、60分以内の欠課をした場合は1時間、60分を超えた場合は、欠課した時間を60分で除いた時間とし、端数がある場合はこれを1時間とみなす。

(欠席日数に算入しない休暇)

第9条 校長は、学生に対し欠席日数に算入しない休暇を認めるものとし、休暇をとるときは、学生は欠席届(第5号様式)を校長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 欠席日数に算入しない休暇は、学則第24条による出席停止、就職試験受験、進学試験受験、公共交通機関の事故、ボランティア等の場合である。ただし、出席扱いにしない。

(出席停止等)

第10条 学則第24条に該当することとなった学生は、直ちに医師の診断書を校長に提出しなければならない。

- 2 出席停止期間は、医師の診断によるものとし、その期間は欠席日数に算入しない。ただし、出席とはみなさない。
- 3 学則第24条に該当する主な感染症を別表1に示す。出席停止期間は医師の診断によるものとする

(入学試験手続)

第11条 学則第13条において定める書類は次のとおりとする。

- 一 学則第12条に規定する資格の証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの
- 二 高等学校長の調査書、又はこれに相当する書類
- 三 志願理由書(当校所定の様式)
- 四 受験票(当校所定の様式)
- 五 写真(6か月以内に撮影したもの)

六 特別入学試験の場合にあつては、高等学校長の推薦書

2 入学を許可された者で、前項第一号の受験資格を証明する書類がただし書きに該当する者は、入学時まで学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。

(入学試験委員会)

第12条 学則第15条第2項に定める入学試験委員会に関する事項は、岐阜県立下呂看護専門学校入学試験委員会要綱による。

(入学手続)

第13条 学則第16条に定める所定の書類とは、誓約書（第6号様式）及び戸籍抄本とする。

(転入学)

第14条 学則第20条に定める学生の転入学は次のとおりとする。

- 一 他の学校で1年以上履修し本校に転入学を志願する者で、欠員が生じた場合に限り、校長は審査の上、相当の学年に転入学を許可することができる。
- 二 転入学を志願するものは、身元保証人2名が連著し、理由を詳記した転入学願を校長に提出しその許可を受けなければならない。
- 三 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目の取扱い等については、校長が決定する。

(転学)

第15条 学則第20条に定める転学をする場合は、身元保証人2名が連著し、理由を詳記した転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(職員の所掌事務)

第16条 学則第26条第2項に定める職務は、岐阜県立下呂看護専門学校事務分掌表による。

第17条 学則第28条第2項に定める委員会及び会議の組織及び運営については、次のとおりとする。

- 一 運営会議は、校長、総務課長及び教務主任をもって組織する。
- 二 前項以外の委員会及び会議は、本校に勤務する職員のうちから校長が指名するものをもって組織する。
- 三 委員会及び会議は校長が主宰する。
- 四 運営会議、職員会議及び入学試験委員会の庶務は総務課が行い、その他の会議の庶務は教務担当が行う。

(健康管理)

第18条 学則第29条第1項の健康診断における検査又は検診の項目は次のとおりとする。ただし、校長が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 身長、体重測定
- 二 視力、聴力及び血圧測定
- 三 胸部レントゲン撮影
- 四 検尿、血液検査
- 五 内科検診

- 2 校長は、健康診断の結果に基づき必要があると認めるときは、該当する学生に必要な医療を実施するよう指示し、その結果により必要な処置をとらなければならない。

(舎監及び副舎監)

第 19 条 寄宿舎に舎監及び副舎監を置く。

- 2 舎監及び副舎監は、学校に勤務する職員のうちから校長が指名する。
- 3 舎監は寄宿舎の管理の責に任じ、寄宿舎における事務を掌理する。
- 4 副舎監は舎監を補佐し、舎監に事故ある時はその職務を代行する。

(寄宿舎)

第 20 条 寄宿舎に関し必要な事項は別に定める。

この施行細則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 7 年 2 月 27 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 23 年 1 月 30 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この施行細則は、令和2年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、令和3年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、令和4年 4月 1日から施行する

附 則

この施行細則は、令和5年 4月 1日から施行する